様式第10号(第10条関係)

東温環　指令第07－7030002号

一般廃棄物処分業許可証

住　所　愛媛県西条市今在家1218番地１
氏　名　今治加工株式会社
代表取締役　北岡　康典

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第７条第６項の規定により次のとおり許可する。

記

許 可 期 間	令和８年３月１日から令和１０年２月２９日まで
一般廃棄物の種類	木くず（一般廃棄物）
処分の方法	中間処理（破砕）
	処理施設の種類　破砕施設 設置場所　東温市下林丙６８番３ 処理能力　８０ｔ/日（１基） 処理施設の種類　保管施設 処分前保管場所①　東温市河下林丙６８番１ （面積８３９．１７㎡保管上限１０１７．３５㎥：高さ１．３０ｍ） 処理施設の種類　保管施設 処分前保管場所②　東温市下林丙６８番地１ （面積４０５．１６㎡保管上限８２０．０６㎥：高さ２．５０ｍ）
許可条件	関係法令、東温市廃棄物の処理及び清掃に関する条例及び同条例施行規則を遵守すること。

許可の更新又は変更の状況
・　当初許可　　令和８年２月１２日　（東温環　指令第07－7030002号）

令和８年２月１２日
東温市長　加藤　章　印